

うるま市  
ジェンダー平等推進計画  
概要版



令和7年3月

うるま市

## 計画の基本理念

『第2次うるま市男女共同参画行動計画（前期）』では、『第2次うるま市総合計画・前期基本計画』との整合性を保ちつつ、男女共同参画社会基本法の理念を踏まえ、「共に創ろう！一人ひとりの個性が輝くまち、みんなが主役の男女共同参画社会」を掲げ、各種取り組みを実施してきました。

うるま市ジェンダー平等推進計画において、総合計画等との整合性を保ちつつ、引き続き取り組んでいく必要があることから、従来の第2次計画（前期）の基本理念を踏襲した以下の基本理念を定め、全庁体制・全市民で事業を推進していくこととします。

<目指す姿（キャッチフレーズ）>



共に創ろう！一人ひとりの個性が輝くまち、  
みんなが主役のジェンダー平等社会



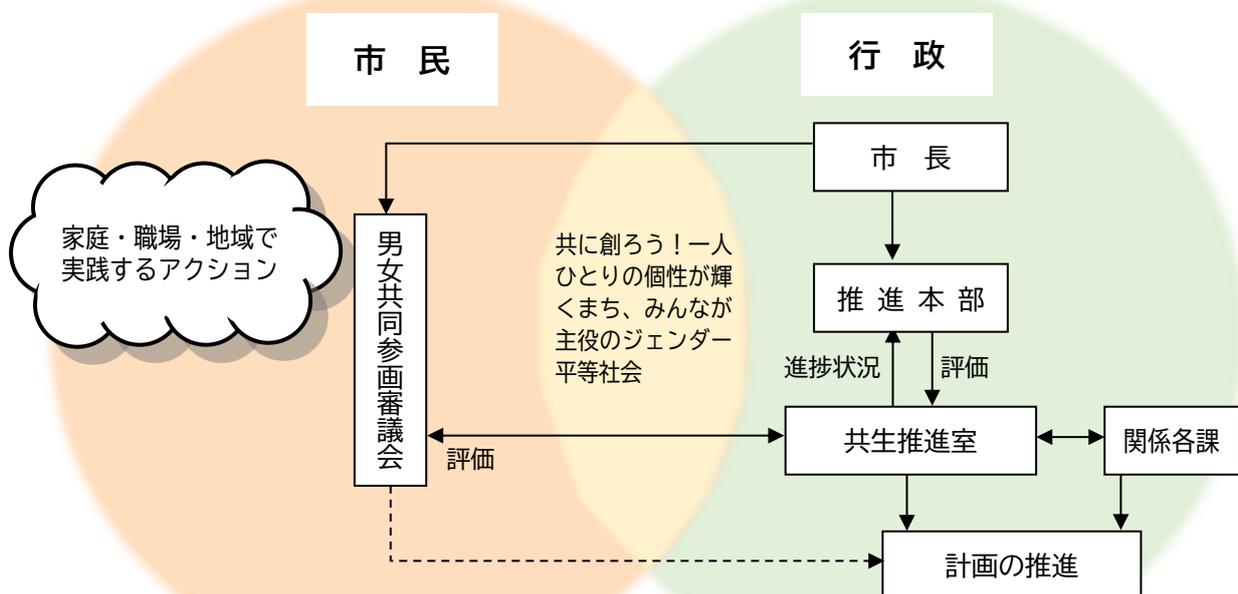
## 計画の期間

この計画の目標期間は、2025年度から2029年度までの5年間とします。

実施した取り組みの現状と課題の把握を毎年度行い、社会状況の変化に対応するものとします。なお、4年目の2028（令和10）年度に各種意識調査と施策の効果の点検・評価を行い、その結果をもとに5年目の2029（令和11）年度に計画を見直し、次期計画を策定します。

## 計画の推進体制

ジェンダー平等の実現に向けて、市役所全体で推進体制を強化します。男女共同参画審議会や庁内の推進本部会議を継続し、行政職員の意識向上を図るための研修も行います。また、市民・関係団体・事業所と協働して取り組み、すべての職員が計画の数値目標や実施内容を理解し、計画推進に向けた行動を徹底します。



### (1) 家庭や学校における性別役割意識の解消

中高生へのアンケート結果から、生徒自身や周囲の大人に性別役割意識（Gender stereotype）があることが分かっています。子どもの性別役割意識は、家庭や学校などの身近な環境にいる大人の意識や行動から大きな影響を受けます。そのため、子どもの自由な選択が性別に基づく無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）によって制限されないよう、大人と子どもの両方を対象とした啓発活動を進めることが重要です。

### (2) 性の多様性の理解促進

アンケートで調査結果から市民の2.3%、中高生の7.4%が、自分の身体の性、心の性、または性的指向（同性愛など）について悩んだ経験があることが明らかになりました。LGBT理解増進法や、この法律が成立するまでの背景を踏まえ、本市では引き続き、性の多様性や自身の性に対する理解を深めるための取組みを進めていく必要があります。

### (3) 働き方改革の推進

これまでの働き方は、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担を前提とした、いわゆる「昭和モデル」でした。少子高齢化が進み、人手不足が深刻化するなかで、従来の働き方を見直すことが急務となっています。そこで、「誰もが家庭でも仕事でも、自分の希望に応じて活躍できる社会」を目指す国の「令和モデル」を参考にしながら、働き方改革を進める必要があります。

### (4) 政治・経済分野における女性のエンパワーメント

従来の管理職は「長時間労働が可能な男性」を前提にした働き方が多く、家庭との両立を重視する女性が管理職を希望しない構造的な問題があることがうかがえます。こうした状況を改め、「家庭を担うのは女性だから」といった理由で昇進の機会や意欲が制限されないよう、管理職のあり方を見直すとともに女性が自信を持って活躍できる環境を整えることが重要です。

### (5) ハラスメント対策の強化

アンケートの結果から、各種ハラスメントを受けたことがある市民がいる一方で、中小企業が多い本市ではハラスメント対策に特に取り組んでいない事業所が一定数みられます。これらのハラスメント問題に対応するためには、市民や事業所に対する周知・啓発を進めるだけでなく、うるま市役所としてもハラスメント対策をさらに強化することが必要です。

### (6) DVへの対応強化

本市ではこれまでDV対策を進めてきましたが、2024（令和6）年4月に施行された改正DV防止法を踏まえ、より効果的な対応が求められています。被害者支援の強化だけでなく、若年層への啓発活動や相談窓口の周知の充実を図ることで、誰もが暴力被害に遭うことなく暮らせる環境を整備していきます。

# 施策の体系

基本理念の実現に向け、以下の施策体系に基づき取組みを推進します。なお、基本方針2は「うるま市女性活躍推進計画」、基本方針3の施策（1）及び（2）は「うるま市DV防止基本計画」、基本方針3の施策（3）は「うるま市困難女性支援計画」に相当するものです。

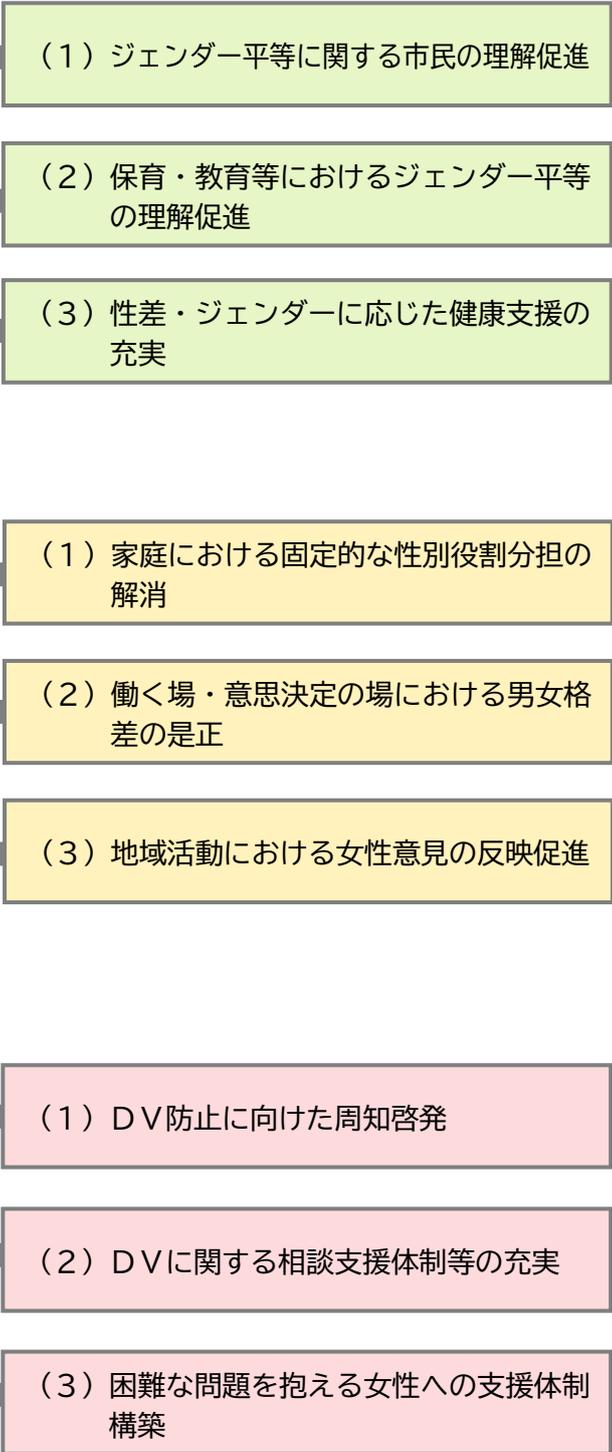
## <基本理念>

共に創ろう！  
一人ひとりの個性が輝くまち、  
みんなが主役のジェンダー平等社会

## <基本方針>



## <施策>



## 基本方針1：多様な生き方を選べる社会の実現

すべての市民が平等に参加できる社会を目指し、学校や地域でジェンダー平等について学ぶ機会を増やし、情報発信にも力を入れていきます。従来の女性対象の施策だけでなく、男性を対象とした啓発や健康支援の施策も進め、性別役割にとらわれない多様な選択ができる社会環境づくりを行います。

さらに、市民一人ひとりの人権を尊重するため、LGBTQ+や国際社会におけるジェンダー平等の理解促進、多様性を認め合う意識の醸成を進めます。

### (1) ジェンダー平等に関する市民の理解促進

#### 具体施策

- ①ジェンダー平等に関する情報発信・周知啓発
- ②市民向け講座の開催
- ③うるま市男女共同参画センターの機能充実
- ④人権意識の啓発
- ⑤LGBTQ+に関する理解促進及び取組みの検討・実施

### (2) 保育・教育等におけるジェンダー平等の理解促進

#### 具体施策

- ①保育所等におけるジェンダー平等の推進
- ②学校におけるジェンダー教育等の充実
- ③性別役割意識にとらわれない進路指導
- ④教員研修の実施
- ⑤若年層に対する予防啓発の推進と相談体制の周知

### (3) 性差・ジェンダーに応じた健康支援の充実

#### 具体施策

- ①特定健診・がん検診の充実
- ②子育ての孤立状態の防止・解消
- ③正しい性知識・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及啓発
- ④男性の介護予防対策の充実
- ⑤自殺対策啓発活動の推進

## 基本方針2： 家庭・職場・地域におけるジェンダー平等の実現

まちづくりや政策決定において、まだまだ女性の意見が十分に反映されているとはいえません。まちづくりや政策決定に多様な意見を反映するためには、家庭・仕事・地域活動のすべての場面で、ジェンダー平等が実現していることが必要です。そのために、女性活躍推進法や働き方改革の流れを踏まえて、育児・介護支援の拡充と育児・介護休業を取得しやすい環境整備に取り組み、性別役割分担の解消を推進していきます。また、地域活動においても女性の意見が反映されるよう、研修を通じて地域活動への参加を促進し、誰もが活動しやすいまちづくりを進めます。

### (1) 家庭における固定的な性別役割分担の解消

#### 具体施策

- ①子育て支援サービスの充実
- ②子どもの放課後等の居場所の確保
- ③介護保険サービス・家族介護者に対する支援策の充実
- ④男性の家事等のスキルアップ支援
- ⑤ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
- ⑥市職員の育休等取得促進のための環境整備・周知

### (2) 働く場・意思決定の場における男女格差の是正

#### 具体施策

- ①企業等への周知啓発
- ②創業支援
- ③家族経営協定の締結促進
- ④ひとり親家庭を対象とした各種自立支援事業の活用促進
- ⑤女団協と市との交流促進
- ⑥各種委員会・審議会等における女性の登用率の向上
- ⑦市役所におけるハラスメント防止のための研修・周知
- ⑧市役所における女性の登用促進

### (3) 地域活動における女性意見の反映促進

#### 具体施策

- ①女性団体・リーダーの育成支援
- ②女性等の視点を踏まえた防災意識の啓発・支援事業
- ③女性等のニーズを踏まえた避難所運営・備蓄品整備事業

## 基本方針③：性・ジェンダーに基づく困難の解決と暴力の根絶

性・ジェンダーに基づく暴力（Sexual and Gender-Based Violence）とは、『女性らしさ』や『男性らしさ』といった社会文化的に構築された性役割や社会規範を背景にして女性に、そして『男性らしくない』男性に対して振るわれる暴力」の総称※です。性的、身体的、心理的な暴力のほか、社会的疎外や貧困といった社会的・経済的暴力も含まれます。

そのうちの1つである配偶者等からの暴力（DV）は、重大な人権侵害ですが、被害を受けている方の中には、自分がDV被害にあっていると気づいていない場合や、我慢し続けることで被害が大きくなるケースも少なくありません。

また、性・ジェンダーに基づく暴力は特に女性に被害が集中しており、「女性に対する暴力（Violence against women）」として、国際的な対応が進められています。

性・ジェンダーに基づく暴力被害が「個人の問題」として外部から見えないままにならないよう啓発活動を進めるとともに、関係機関と連携して相談支援体制の充実を進め、性・ジェンダーに基づく暴力のない社会の実現を目指します。

※出典：独立行政法人国際協力機構（JICA）「ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進」2024年2月

### （1）DV防止に向けた周知啓発

#### 具体施策

- ①DVの防止に向けた広報啓発活動
- ②各相談先の周知
- ③DVに関する通報義務の周知



### （2）DVに関する相談支援体制等の充実

#### 具体施策

- ①DV相談に対応する各種相談員の資質向上
- ②一時保護施設との連携による保護の実施
- ③DV加害者更生相談の周知
- ④住民基本台帳の閲覧制限による被害者保護措置の実施

### （3）困難な問題を抱える女性への支援体制構築

#### 具体施策

- ①相談支援の多職種連携と各種相談支援業務における啓発・研修

## 相談窓口の紹介

うるま市等では以下の相談窓口を設け、配偶者等からの身体的・精神的・経済的な暴力（DV）をはじめ、さまざまな相談に対応しています。ご相談したいことがございましたら、以下の相談窓口へご相談ください。

相談機関	電話番号 相談時間	場所	相談内容
うるま市 女性相談	098-973-5041 月曜日～金曜日 9:00～17:00	うるま市役所 東棟2階 子育て包括支援課 (うるま市みどり町 一丁目1番1号)	離婚・DVなど女性 が抱える悩み
うるま市 家庭児童相談	098-973-5041 月曜日～金曜日 8:30～17:00		家庭における子育て の悩み
中部配偶者暴力 相談支援センター	098-989-6603 月曜日～金曜日 8:30～17:15	中部福祉事務所内 (沖縄市美原 1-6-28)	DVに関する相談
ているる相談室	<b>女性相談</b> 098-868-4010 火曜日～土曜日 10:00～17:00	沖縄県男女共同参画センター ているる (那覇市西 3-11-1) 電話/面接相談 (面接は予約制)	離婚・DV/パート ナーや家族/自分の 生き方・人間関係/ 生活・子育て・介護/ 国際結婚・離婚/性・ 心身に関すること 等
	<b>男性相談</b> 098-868-4011 日曜日、月曜日 10:00～16:00		



発行：令和7年3月  
うるま市役所 共生推進室

住所：沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号  
TEL：098-973-8927  
FAX：098-973-4982